報告第 3 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により市議会に報告する。

令和５年３月１日　提出

周南市長　藤　井　律　子

記

1　専決処分の内容

(1)　損害賠償の発生の原因となる事実

こども・福祉部地域福祉課の老人福祉電話貸与運営事業に係る電信電話料の支払いについて、支払期限を１７日超過し、電話料金等延滞利息の支払いが発生したもの

(2)　損害賠償の相手方

[redacted]

(3)　損害賠償の額

￥１－

2　専決処分の年月日

令和５年２月２０日